

裁定請求書（年金、年金・一時金併給）のご記入方法（例）

【記入上ご留意いただく事項】

○訂正について

訂正がある場合は、朱書きにて該当部を二重線で抹消し正しい内容をご記入ください。その際、※の項目は、実印（印鑑登録証明書）にて訂正印を押してください。障害給付金の場合、認印もご使用いただけます（シャチハタ印はご使用いただけません。）

受取人欄は実印（印鑑登録証明書）をご捺印ください。障害給付金の場合、認印もご使用いただけます（シャチハタ印はご使用いただけません。）

印鑑不鮮明



重ね印



複数押印



※
左記のような
ご捺印は受付できませんので、二重線を引き、正しくご捺印し直してください。

該当する裁定事由に「v」をご記入ください。

受取人本人が、自署のうえ
ご捺印ください。

①金融機関 または ②ゆうちょ銀行のどちらか一方を選択し、ご記入ください。

※【①金融機関選択の方で、「預金種目：当座預金」をご希望の場合】
普通預金を二重線で抹消し、「当座預金」とご記入ください。

【老齢給付金（年金・一時金併給）をご選択の場合】
「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない方は、

①所得税の20.42%課税の了承について「v」をご記入ください。

②また、その年の1月1日現在の住所についてご確認のうえ、「v」をご記入ください。
1月1日現在の住所と、「受取人住所」欄記載の住所が異なる場合は、1月1日現在の住所もご記入ください。

裁定請求者が記入した日をご記入ください。

①裁定請求者は記入しないでください。

②運営管理機関が裁定請求書を受け付けた際に、受付日を記入するものであり、給付額算定の基準日となります。

法定代理人または任意後見人からの代理請求の場合は、代理請求者が自署・ご捺印ください。
その他の代理手続きの可否および必要書類については、事前に運営管理機関へお問い合わせください。

①印鑑登録証明書の住所と同一の住所をご記入ください。登録している住所（※）と現在住所が異なる場合は、登録住所の変更が必要です。＜（※）「確定拠出年金のお受取に関するご案内（年金計画作成のお知らせ）」「確定拠出年金・残高のお知らせ」等に印字されている住所＞

②郵便番号も必ずご記入ください。

32002 確定拠出年金		裁定請求書（年金、年金・一時金併給）	
記入上のご注意	運営管理機関名	甲 株式会社	御中 経由
	日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中	依頼年月日(西暦)	20 XX 年 10 月 5 日
	マ1302	運営管理機関受付年月日 (裁定請求日) (西暦)	20 年 月 日
	プラン番号	プラン名	〇〇プラン
	企業コード/プランコース	企業名/プランコース名	乙 株式会社
	加入者番号(注1)	従業員番号(注2)	
	加入者氏名	性別(注3)	年金 太郎 男
	生年月日(西暦)(注3)	基礎年金番号(注3)	1 9 X X 年 0 4 月 0 1 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
	私は、下記裁定事由に基づき、給付金の裁定を請求いたします。□ 請求を行うにあたり、提出書類をお支払い業務の範囲内で使用すること、および、別紙「ご同意いただく事項」の内容に同意いたします。□		
	裁定事由		
	☐ 老齢給付金（年金） ☒ 老齢給付金（年金・一時金併給） ☐ 障害給付金（年金） ☐ 障害給付金（年金・一時金併給）		
	裁定請求者 兼 受取人 自署のうえ実印（印鑑登録証明書）をご捺印ください。		
	受取人氏名	フリガナ	ネキン タロウ
	受取人住所	〒	1 2 3 - 4 5 6 7 東京都 品川区 大崎 △-△-△
	送金先口座情報	①金融機関または②ゆうちょ銀行のどちらか一方を選択しご記入ください。なお、普通預金以外の口座は指定できません。	
	金融機関コード	金融機関名	フリガナ
	支店コード	本支店名	マルノウチ
	預金種目	口座番号(右づめ)	1 2 3 4 5 6 7
	記号	番号(右づめ)	1
	口座名義人	受取人氏名と同じ	
	年金・一時金併給を選択し、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない方は、下記の内容をご確認ください。		
	①右記内容をご確認の上、チェックボックスを「v」にしてください。		
	☐ 確定申告を行いますので申告書は提出しません。所得税について20.42%課税になることを了承します。 ☐ 1月1日現在の住所は「受取人住所」欄記載住所に同じ。 ☒ 1月1日現在の住所が「受取人住所」欄記載住所以外。		
	②給付金をお受け取りになる年の1月1日現在の住所についてご記入ください。		
	〒		
	NRKネットワーク使用欄		
	運営管理機関特記欄		
	企業/受付金融機関特記欄		
	運営管理機関使用欄		
	企業/受付金融機関使用欄		
	保存期間 7年 32002⑫24.06		

年金受給開始後の運用商品の指定方法（運用商品ごとに下記手順に従い、ご記入ください）

①保有する運用商品を確認し、商品コードと商品名を記入し、番号をつけてください。

① 1つの運用商品に対する振分割合をご記入ください。

②一時金支給割合は、
年金規約（*）をご確認
のうえご記入ください。

①[手順2]で、「B 年金支給（分割取崩型商品）」を指定した場合に、ご記入ください。

②「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内（年金計画作成のお知らせ）」の「年金支給（分割崩型商品）ラインナップ」から**8つの商品まで**選択することができます。選択した運用商品名と運用商品コードを記入し、その商品への振分割合を記入ください。

①[手順2]で、「C 年金支給（年金商品）」を指定した場合に、
ご記入ください。

②「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内（年金計画作成のお知らせ）」の「年金支給（年金商品）のラインナップ」から**4つの商品まで**選択することができます。選択した運用商品名と運用商品コードを記入し、その商品への振分割合をご記入ください。

○訂正について
訂正がある場合は、朱書きにて該当部を二重線で抹消し正しい内容をご記入ください。その際※の項目は、実印(印鑑登録証明書印)にて訂正印を押してください。

障害給付金の場合、認印もご使用いただけます(シャチハタ印はご使用いただけません。)

②2枚目以降は、「加入者番号」、「加入者氏名」及び運用商品の振分内容をご記入ください。

保有する１つの運用商品について、一部を一時金で、残りを分割取崩型商品（※）と年金商品で受給するときの記入例

（※）裁定請求の際に運用商品を変更するケース

保有する1つの運用商品について、全額を一時金で受給するときの記入例

保有する1つの運用商品について、一部を一時金で受給、残りを分割取崩型商品(※)で受給するときの記入例
(※)裁定請求の際に3つ以上の運用商品を選択するケース

③なお、終身年金のみを選択した場合は、「99」とご記入ください。

※「均等払い」の場合は、
記入しないでください。

(*) 給付に関する年金規約の概要は、「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内（年金計画作成のお知らせ）」の「規約関連項目」をご覧ください。
なお、年金規約の詳細内容については、運営管理機関にお問い合わせください。